

特許証送付先

住所

〒530-0041

大阪府大阪市北区天神橋2丁目5番28号千

代田第2ビル6階 宮崎特許事務所

氏名

宮崎 浩充

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6710379号

登録日 令和 2年 5月29日

出願番号 特願2019-082923

出願日 平成31年 4月24日

請求項の数 2

納付年分 第 3年分まで

受領金額 2,490円

受領日 令和 2年 4月17日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。



重要

特許料の納付について

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**
この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

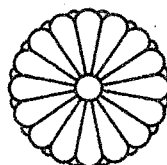
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 5年(2023年) 5月29日
第 5年分	令和 6年(2024年) 5月29日
第 6年分	令和 7年(2025年) 5月29日
第 7年分	令和 8年(2026年) 5月29日
第 8年分	令和 9年(2027年) 5月29日
第 9年分	令和10年(2028年) 5月29日
第10年分	令和11年(2029年) 5月29日
第11年分	令和12年(2030年) 5月29日
第12年分	令和13年(2031年) 5月29日
第13年分	令和14年(2032年) 5月29日
第14年分	令和15年(2033年) 5月29日
第15年分	令和16年(2034年) 5月29日
第16年分	令和17年(2035年) 5月29日
第17年分	令和18年(2036年) 5月29日
第18年分	令和19年(2037年) 5月29日
第19年分	令和20年(2038年) 5月29日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる場合は、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6710379号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

携帯情報端末支持具

特許権者
(PATENTEE)

東京都渋谷区渋谷1-10-6

株式会社ギャラリーインターナショナル

発明者
(INVENTOR)

阪崎 英一郎

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2019-082923

出願日
(FILING DATE)

平成31年 4月24日(April 24, 2019)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 2年 5月29日(May 29, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年 5月29日(May 29, 2020)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永

